

東京高裁が12/10に判決、都教育委員会を断罪し控訴棄却

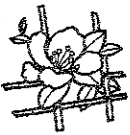
「君が代」強制・処分での再任用拒否は違法！

東京都立高校の教職員22人が、「君が代」不起立での処分歴のみを理由に再雇用（再任用）を拒否され、撤回と損害賠償を求めてきた裁判で、5月の地裁判決に続き東京高裁が、都の控訴棄却、1年間の賃金総額分の損害賠償を命じる判決を出した。

(朝日12/11付)

**君が代不起立 都の控訴棄却
教員の再雇用拒否めぐり**
卒業式などで「君が代」斉唱時に起立しなかったことを理由に定年後などの再雇用を拒否されたのは違法だとし、都立高校の元教職員22人が都に計約2億7400万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が10日、東京高裁であった。柴田寛之裁判長は、違

判決は「審問様、元教職員の不起立は「式の進行を妨げない消極的なもので、違反の程度は重くない」と指摘。それに対して再雇用拒否は「不利益が大きく、教職権の乱用だ」と結論づけた。不起立で処分を受けた教職員の再雇用を一律に拒否する運用について「憲法が定める思想・良心の自由との関係で問題がある」とも述べた。
都の中井敏三教育長は「大要違憲。判決は法令解釈の適用を誤ったものと考えており、上告に向けた準備を進めていく」との談話を出した。



大阪市教委は、「君が代」処分取消を求めている

松田組合員の再任用希望を保障せよ！

橋下市長が辞めても教育破壊が残された大阪では、「君が代起立条例」と「職員基本条例」（同一処分3回で免職）の下で、府立高校3名と豊中市教委で1名が「君が代」処分を理由に再任用を拒否され、大阪地裁で撤回を求めている。今回の東京判決は、大阪府教委の不当性も断罪するものだ。

一方、橋下・維新と大阪市教委による「調教教育」の強制を批判し、今春の「君が代」不起立で戒告処分を受けて、職務命令と処分の取り消しを求めている市立中学校教員の松田幹雄組合員は、60才定年での再任用希望を提出し、「再任用拒否（解雇）は不当です。」と、次のように訴えている。大阪市教委は、再任用を保障せよ！

松田さんの訴え より

大阪市教委は、「君が代」不起立処分を受けた私に対して、再任用を拒否しようとしています。教職員の中に不起立者がいることを生徒が目にするのが、生徒にとって取り返しのつかない大罪だというのが市教委の言い分なのです（人事委員会に提出された2015年9月30日付市教委側弁明書）。

「天皇陛下のお治めになる世の中がずっと続きますように」という意味だと教えられ、天皇のために命を捨てる教育の一翼を担った「君が代」に敬意を払わない者がいることは必然です。その現実を知ることが「生徒にとっての取り返しのつかない大罪」とすることは、現在の市教委が、生徒から真実の情報を遮断し、国のために尽くせという「洗脳」・「調教」の教育を推進している姿を浮かび上がらせるものです。

大阪においても一度の「君が代」不起立処分での解雇が許されるはずがありません。来年も教育現場に身を置いて努力したいと思いますので、ご支援よろしく願います。

労働相談・問い合わせ(教職員なかまユニオン)は下記のHP・Tel・メールへ

誰でも一人でも入れる労働組合 教職員なかまユニオン (なかまユニオン学校教職員支部)	2015年	〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-7-26-304 (Tel 06-6242-8130 Fax 06-6242-8131)
	12/17	http://www.nakama-kyoiku.com/ Tel (相談担当) 090-1914-0158 メール nakama_kyoiku@yahoo.co.jp